

計算書類に対する注記

(社会福祉法人玉山秀峰会)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

・建物、構築物、車輛運搬具、器具備品は定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

・退職給付引当金—社会福祉法人岩手県社会福祉協議会民間社会福祉事業職員共済事業に基づく、掛金事業主負担分を計上している。

・役員退職慰労引当金—役員報酬規程に基づく、役員退職慰労金の当該会計年度末負担額を役員退職慰労引当金に計上している。

・賞与引当金—平成31年度上期賞与の当期帰属支給見込額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の税込金額を記載している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

- ・独立行政法人福祉医療機構社会福祉施設職員等退職共済制度に全常勤職員が加入している。
- ・社会福祉法人岩手県社会福祉協議会民間社会福祉事業職員共済事業に正規職員が加入している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)

(2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)

当法人では社会福祉事業のみ実施しているため作成していない。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人では社会福祉事業のみ一拠点だけで実施しているため作成していない。

(4) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人では収益事業を実施していないため作成していない。

(5) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人では公益事業を実施していないため作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

秀峰苑拠点区分 (社会福祉事業)

「玉山秀峰会本部」
「特別養護老人ホーム秀峰苑」
「秀峰苑短期入所生活介護事業所」
「秀峰苑デイサービスセンター」
「生きがい活動通所事業」
「秀峰苑介護支援センター」
「秀峰苑居宅介護支援事業所」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	17,373,600	0	0	17,373,600
建物	121,221,813	0	12,194,869	109,026,944
定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000
合 計	141,595,413	0	12,194,869	129,400,544

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8. 担保に供している資産
該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物(基本財産)	515,302,970	406,276,026	109,026,944
建物	4,047,710	3,390,789	656,921
構築物	11,266,500	9,682,056	1,584,444
車輛運搬具	25,159,491	21,470,000	3,689,491
器具備品	70,650,486	56,568,368	14,082,118
ソフトウェア	2,226,020	1,820,372	405,648
合 計	628,653,177	499,207,611	129,445,566

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
該当なし			
合 計			

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

12. 関連当事者との取引の内容

(単位：円)

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員 の 兼務等	事業上 の 関係				
該当なし											

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし